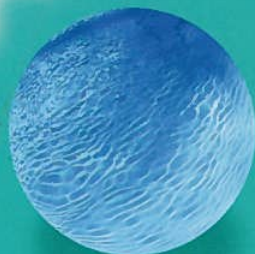


～賑わいあふれる副都心の実現を目指して～

# 北九州市中心市街地活性化 基本計画の概要

(黒崎地区)



平成25年4月  
北九州市

## 【中心市街地の沿革】

黒崎副都心地区は、かつて長崎街道の宿場町として栄えた地に、大工場が相次いで立地したことで、既存の商業集積に加え、就業人口の増大によって開発が進みました。そして、北九州市西部及びその周辺都市を圏域とする中心地へと発展してきました。

### 【地域資源(既存ストック)】

- ◇小倉都心に次ぐ商業集積(大型店・商店街との共存)
- ◇交通結節機能(JR、筑豊電鉄、バスターミナル、幹線道路など)が充実
- ◇行政サービス施設や広域的な福祉施設が立地(八幡西区役所、子どもの館など)
- ◇地域固有の歴史・文化的資源が数多く存在(由緒来歴のある神社仏閣、曲里の松並木等)
- ◇大型店と商店街等が参画する地元の多様なまちづくり活動団体の存在

## 【中心市街地の現状】

### ●商圏は年々縮小しています

郊外への大規模店舗の出店等が影響し、中心市街地の商圏は年々縮小しており、商業吸引力が低下しています。



平成7年 [759,236人]    平成12年 [652,471人]    平成17年 [581,704人]

### ●中心市街地の歩行者通行量は大幅に減少しています

黒崎地区中心市街地の歩行者通行量は、平成11年から平成19年で約4割減少しており、黒崎地区への来街者数が大幅に減少しています。



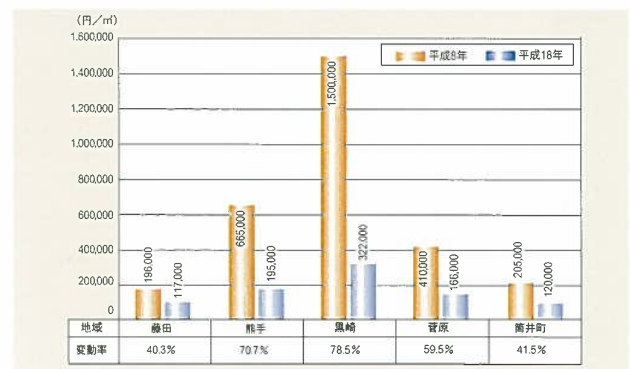
### ●売場面積や販売額は大幅に減少しています

中心市街地の小売業の売場面積や販売額は、平成9年以降、相次ぐ区域内での大規模店舗の閉店や郊外への大規模店舗の出店により、大幅に減少しています。



### ●商業地地価は大きく下落しています

中心市街地における商業地地価は10年間で大きく下落しています。



黒崎副都心地区は、市西部地域の拠点として高次都市機能が集積し、小倉都心地区と対極を成す都市核です。恵まれた交通結節機能や歴史・文化的資源など、多様な都市ストックを活かして、中心市街地の活性化に取り組む必要があります。

そこで、「北九州広域都市圏西部の中核として、広域交通の要衝となり、遠賀・中間地域を含む圏域の発展を支える拠点」の形成を目指し、以下の基本テーマと5つの基本方針を掲げて、中心市街地の活性化に向けた重点的な取り組みを進めていきます。

## 【基本テーマ】

# クロスロード黒崎

## 人が集い、暮らし、交流する、賑わいあふれる副都心

多様な来街者が気軽に訪れ、交流するとともに、誰もが暮らしやすいまちを目指して、人のふれあいを大切にする商業活動、歴史的文化や自然が醸し出すやすらぎを感じる居住環境の形成、文化・交流等の複合的な都市機能の集積などを促進し、賑わいあふれる北九州都市圏西部の中核にふさわしい中心市街地の活性化を図ります。

## 【5つの基本方針】

### 【基本方針1】

多様な人・モノ・情報が集まり、交流する都市空間づくり

### 【基本方針2】

人が立ち寄り、回遊する、歩いて楽しいまちづくり

### 【基本方針3】

誰もが快適で便利に暮らせるやすらぎのある居住環境づくり

### 【基本方針4】

人のふれあいと賑わいを感じさせる商業空間づくり

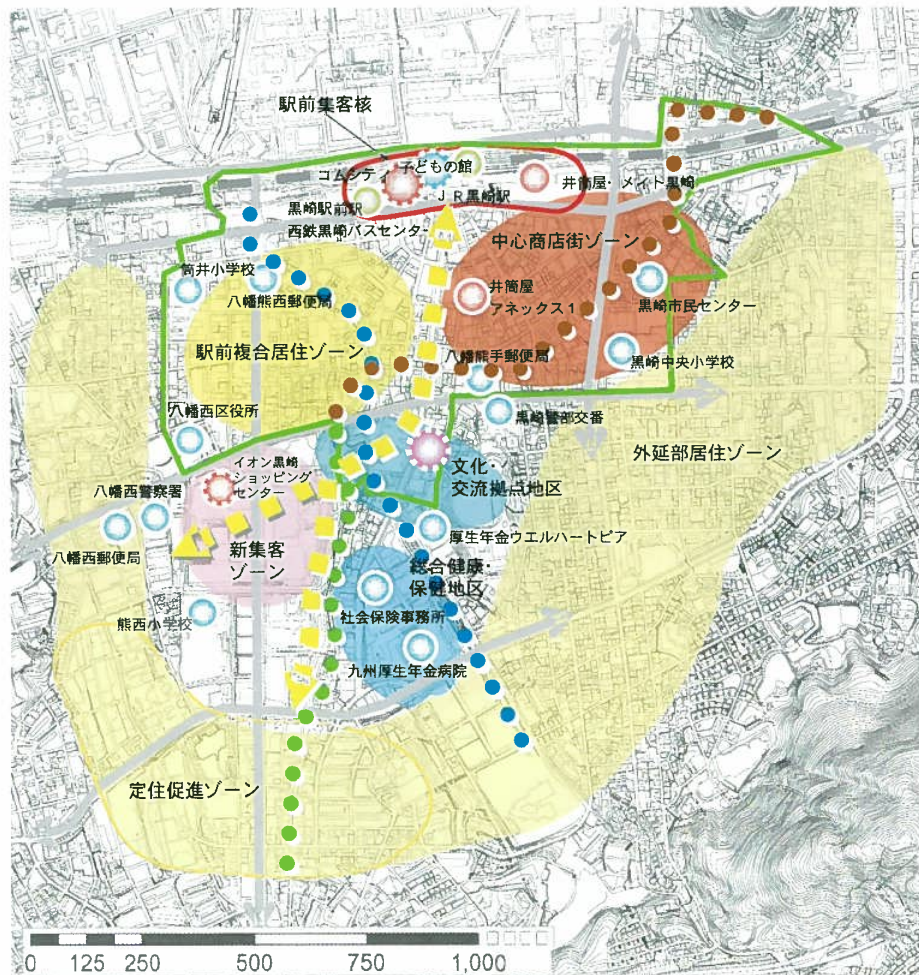
### 【基本方針5】

地域一体となったパートナーシップのまちづくり

## 【中心市街地の位置及び区域】

JR黒崎駅南側一帯の商業・業務等、都市機能が集積する中心商業地を中心として、新たな集客・交流の核となる文化・交流拠点地区と、これらの商業地や拠点地区に隣接する住宅地を加えた一団の区域を、黒崎副都心の中心市街地として設定します。

〈区域面積：約70ha〉



- 計画区域
- 都市計画道路
- 賑わい・交流シンボル軸
- 長崎街道
- 緑の回遊軸(曲里の松並木)
- 水辺の回遊軸
- 既存商業核
- 既存都市福利・業務施設
- 公共交通施設
- 商業核(新設・拡充)
- 都市福利・業務施設(新設・拡充)
- 文化・交流拠点施設(新設)

中心市街地活性化の目標として、次の3つを掲げました。  
 それぞれに具体的な活性化の成果目標を定めるとともに、その数値のフォローアップを行いながら、達成状況の進行管理を図っていきます。

(計画期間：平成20年7月から平成26年3月まで、5年9ヵ月)

## 目標1 来街者で賑わうまち(集客と回遊性の強化)

多様な都市機能の集積や、消費者ニーズにあった店舗づくり、市民生活に役立つ情報・サービスを商店街から発信するなど、商業地としての魅力を高めることによって集客を図ります。また、鉄道やバス等の公共交通の利便向上や歩行空間の整備、さらには商店街の賑わいにつながる様々なソフト事業により、隣接する商業施設からも人を呼び込み、回遊するまちを形成します。

### ●中心市街地における歩行者通行量(賑わい・交流シンボル軸、中心商店街ゾーンにおける10地点の合計値)



## 目標2 住みたい・住み続けたいまち(定住人口の増進)

民間活力及びそれを後押しする支援策を講じることによって、中心市街地内に現存する低未利用地を有効活用し、共同住宅を中心とした住宅供給を促進します。また、長崎街道や社寺等の歴史文化、撥川や松並木をはじめとする水や緑の自然環境、周辺の都市福利施設等に加え、新たな文化・交流空間や集客核などによる利便性・快適性に満ちた居住環境を整備することによって、都心居住を促進し、「定住人口」を増加させます。

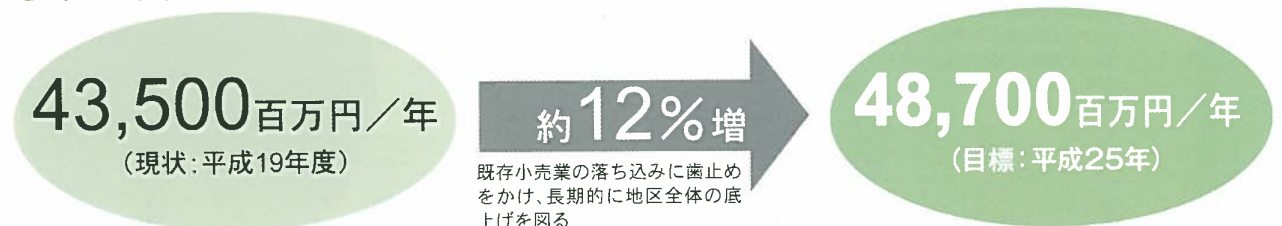
### ●中心市街地内の居住人口



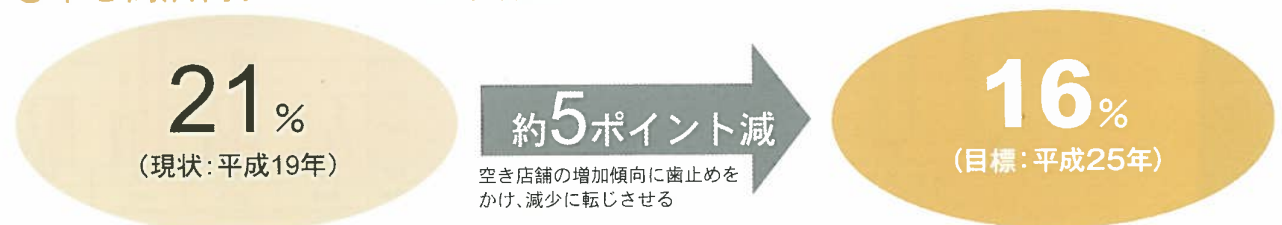
## 目標3 経済活力のあるまち(商業の活性化)

中心市街地にある商店街及び大型店が連携して、市民から求められる業種・業態・品揃えやサービスを充実させ、魅力ある商業環境を整備します。それとともに、個性的な賑わいづくりや交流を促進する、地域一体となったソフト・ハードの取組みにより、1つの魅力あるショッピングモールのような創造的な商業空間を形成し、中心市街地全体の経済活動を活性化します。

### ●中心市街地の小売業年間商品販売額



### ●中心商店街ゾーンの空き店舗率



3つの目標を達成するために、行政、市民、事業者、商業関係者や関係団体が一体となって、次のような事業に取り組みます。

## 中心市街地活性化に向けて取り組む事業 (全60事業)

- 1 中心市街地における共同住宅供給の促進
- 2 未利用地等を活用した民間住宅プロジェクト推進事業
- 3 中央町穴生線街路事業
- 4 「ふれあい通り」周辺の拠点開発事業の立上げに関する調査検討事業
- 5 子どもの館リニューアル事業



- 6 コムシティの再生



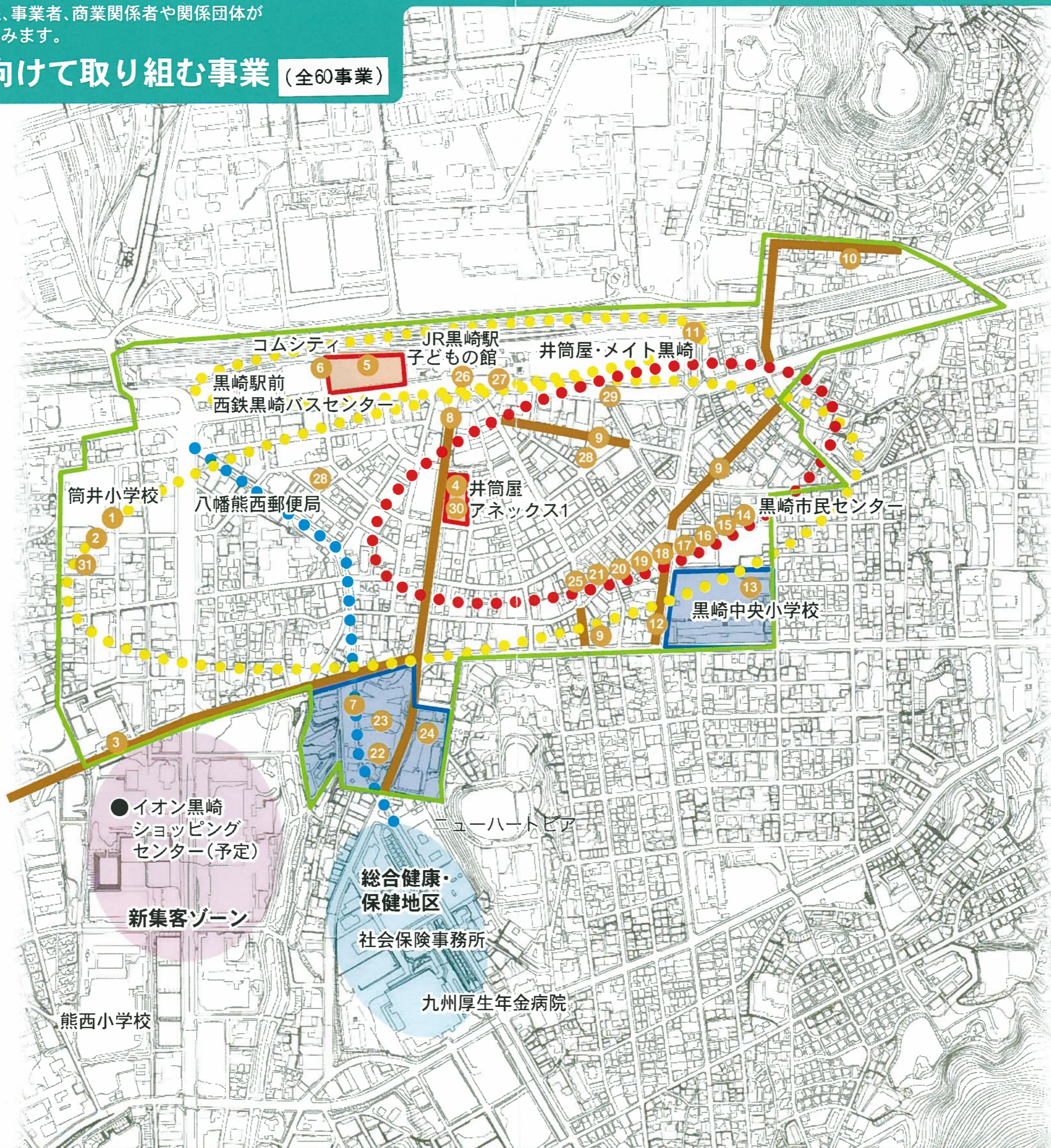
- 7 撥川の整備



- 8 黒崎駅前線・黒崎駅前線(岸の浦工区)

- 9 黒崎みち再生事業を活用した通りづくり

- ※施策区分の色分け
- 街なか居住の推進
  - 市街地の整備改善
  - 都市福祉施設の整備
  - 商業の活性化
  - 公共交通・その他



- 10 長崎街道みち整備
- 11 地区計画を活用した土地利用の規制
- 12 黒崎中央小学校宿場通り外構整備事業
- 13 黒崎中央小学校の建築事業



- 14 黒崎地区賑わい交流機能の整備
- 15 情報発信事業
- 16 共通商品券事業
- 17 まちのルールづくり
- 18 黒崎まちの駅ネットワーク事業
- 19 黒崎地区商業ベンチャー育成事業



- 20 空き店舗賃借料補助制度の拡充
- 21 おもてなしトイレ事業
- 22 文化・交流拠点地区(ホール・図書館)の整備
- 23 文化・交流拠点地区(広場・緑地等)の整備
- 24 文化・交流拠点地区(民間収益施設)の整備
- 25 大型店等空きビル・空き店舗の利活用推進事業



- 26 黒崎駅ペDESTリアンデッキ整備
- 27 黒崎36号線(黒崎駅前広場)
- 28 黒崎中央公園・蛸原公園整備事業
- 29 黒崎2号線(黒崎1号歩道橋)
- 30 黒崎二丁目地区市街地再開発事業
- 31 歩行者誘導サイン整備

【位置の特定できない事業(全体)】

優良賃貸住宅供給支援事業

北九州市住まい支援事業

黒崎副都心賑わいづくり推進事業

「長崎街道」歴史と文化を活かしたまちづくり事業

都心・副都心巡回清掃事業

地元事業者、まちづくり団体、自治会等と

新集客ゾーンとの連携事業

商店街活性化総合支援事業

商店街賑わいづくり支援事業

中小企業団体共同施設等設置補助

イベントスペース運営事業

くろさきホスピタリティ事業

黒崎商店街満喫ツアー運営事業

黒崎商店街魅力アップ事業

共通駐車券事業

マーケティング事業

黒崎賑わいづくり発信プロジェクト推進事業

黒崎地区中心市街地賑わい再成事業

黒崎商店街回遊性向上事業

ICカード乗車券システムの導入(スゴカ)

ICカード事業(ニモカ)

西鉄バスロケーションシステム事業(にしてつバスナビ)

広告付きバスシェルター整備事業

黒崎芦屋間急行バス

黒崎副都心地区巡回バス運行事業

新たな魅力づくり推進事業

まちづくり総合支援事業

アンテナショップの設置

ITサポートセンターの開設

新たな地域コミュニティ支援事業

新たな**魅**力と**活**力で、黒崎らしい素敵なまちづくりをめざします。

黒崎駅前線



親和銀行跡地



「長崎街道」歴史と文化を活かしたまちづくり事業



筑前宿場まつり



くろさき光のマジカルランド



96Café



情報発信事業



黒崎みち再生事業を活用した通りづくり



黒崎中央公園



## 【策定委員会等による計画検討の経緯】

計画の策定にあたっては、法定協議会の設立に先立ち、平成19年8月2日に「北九州市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を設置しました。多様な関係主体の参画を得ながら、地区の決定や計画の方向性など、策定段階からの基本的な方針の検討を行うためです。策定委員会は、中心市街地活性化協議会の構成員となり得る有識者、商工会議所、まちづくり・市民団体、事業者団体、行政等の24名で構成されました。

また、計画内容の具体的な検討を行うため、地区ごと(小倉・黒崎)に部会を設置。地域の課題やニーズ等を把握し、これに基づいた目標の設定および具体的な取り組み等の意見交換を行いました。

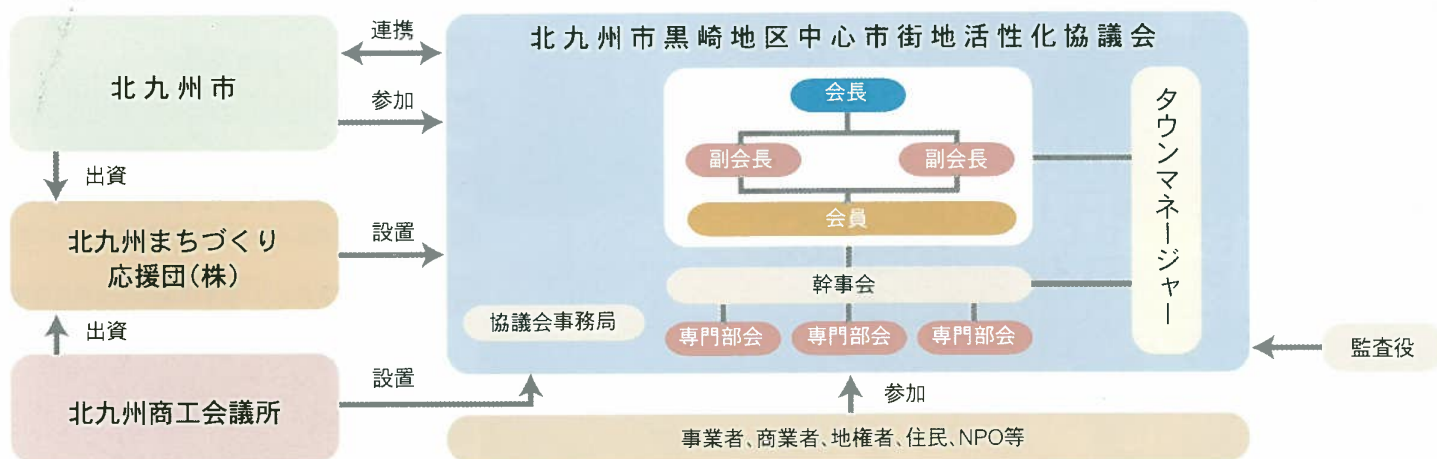
委員会	黒崎部会	主な検討事項
第1回 平成19年8月2日		<b>【策定の方針決定】</b> ○新・基本計画策定の方針について ・策定地区の選定、検討区域、基本計画の方向性等 ○今後の検討・推進体制について
	第1回 平成19年9月5日	<b>【計画素案の検討】</b> ○中心市街地の活性化に関する基本的な方針 ・中心市街地の現状分析 ・地域の課題、ニーズ等の把握・分析 ・活性化の基本方針(コンパクトなまちづくりの方針) ○中心市街地の区域設定の考え方 ○目標設定の考え方 ○施策展開の方向性
第2回 平成19年12月10日	第2回 平成19年10月30日	<b>【計画骨子案の意見調整】</b> ○計画素案の意見調整 ・中心市街地の活性化に関する基本的な方針 ・中心市街地の区域 ・活性化の目標(指標、数値目標の考え方) ・具体的事業の内容
第3回 平成20年2月21日	第3回 平成20年1月24日 第4回 平成20年2月4日	<b>【計画案の意見調整】</b> ○計画案の意見調整 ※委員会で調整後、協議会への意見調整を行う

## 【北九州市黒崎地区中心市街地活性化協議会 組織および連携図】

平成20年1月25日に、改正中心市街地活性化法第15条に基づき、北九州商工会議所及び北九州まちづくり応援団(株)が中心となって、「北九州市黒崎地区中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会は、25の団体の代表及び有識者等の30名で構成され(設立時)、市が作成しようとする基本計画及び実施に関し、必要な事項について協議を行い、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整する役割を担います。

協議会を効果的かつ効率的に運営するため、下部組織として幹事会を置き、協議会との調整、専門部会の設置等を検討し、具体的かつ専門的な協議又は調整を行うこととしています。



## 北九州市中心市街地活性化基本計画について

北九州市では、平成10年に制定された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(中心市街地活性化法)」に基づいて、平成13年2月に「北九州市中心市街地活性化基本計画(黒崎副都心地区)」を策定し、中心市街地活性化に向けた事業に取り組んできました。

平成18年8月に「中心市街地の活性化に関する法律」が施行されたことを受け、改正中心市街地活性化法の仕組みを活用した中心核づくりを推進するための新たな基本計画を策定し、平成20年7月に内閣総理大臣の認定を受けました。